# 平成 28 年度 岡山大学大学院法務研究科 法学既修者入試 B 日程 試験問題

# 公 法 系 (憲法)

# 解答上の注意

- 1. この問題冊子は、表紙を含め2枚である。
- 2. 配点は、50点である。
- 3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
- 4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
- 5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
- 6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
- 7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席 を立たないこと。
- 8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

#### 【問題】

次の場合について、憲法上の問題を指摘して論じなさい。その際、在外日本人選挙権訴訟最高裁判決(最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁)にも、必ず言及しなさい。

Xは、A市B区の選挙人名簿に登録されている者であるが、平成22年7月11日当時、傷害事件、威力業務妨害事件等について懲役刑に処せられて刑務所で服役中であったことから、同日実施された参議院議員通常選挙において、公職選挙法第11条第1項第2号に該当するとして選挙権を有しないものとされた。そこで、Xは、公職選挙法第11条第1項第2号は禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者に選挙権及び被選挙権の行使を認めていない点において違憲であり、当該規定を国会が改正することなく放置し続けたという立法不作為の結果、平成22年7月11日に実施された参議院議員通常選挙において選挙権の行使を否定され、精神的損害を受けたとして、国家賠償を請求する訴訟を提起した。

《公法系問題 以上》

## 【出題意図】

## 問題

本問は、選挙権の制約の合憲性及び立法不作為の国家賠償法上の違法性という基本的な 論点について問うことで、判例の知識を含めて、基礎的な知識の有無を測ることを目的と していた。